

# 業務の運営に関する規程

事業所名 大野商工会議所無料職業紹介所

## 第1 求人

- 1 本所は、全職種 国内 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介 求人は組合の組合員に限るに関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申し込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

## 第2 求職

- 1 本所は、全職種 国内 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介 求人は組合の組合員に限るに関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者が特定技能制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共にお申込みください。

## 第3 紹介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、特定技能制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話を致します。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話を致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が特定技能制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する場合には、求職者の方が特定技能制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 いたん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

## 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係を締結しなかった場合にも同様報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲は、全職種 国内 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介 求人者は組合の組合員に限ります。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本組合の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和4年12月20日

代表者 稲山 幹夫